

平成27年度第2回大磯町自治基本条例町民委員会 結果概要

○日時 平成28年2月5日（金）15:00～17:00

○場所 本庁舎4階第1会議室

○出席者 委員8名出席

○事務局 町民課長、町民課担当職員

○傍聴者 8名

○会議記録

議題（1）住民参加のケーススタディ【事例1】駐輪場の建設

【議論のまとめ】

- ①町民が参画する機会は、方針に関すること（例：駅前用地利活用検討委員会）や事業に関すること（例：自転車対策協議会）を区別し、町民参画の目的を明らかにして実施すること。また、町民参画を実施した結果は公表することを検討すること。
- ②町民が参画する事業は、分野ごとに手法（協議会、任意の委員会、アンケート、ワークショップなど）を進捗予定とともに町民等に示すこと。また、専門性が高い事業の町民参画は、その必要性を検討すること。
- ③事業の決定において、町民が参画した後、行政と議会がどのように責務を果たすのか、その責務の内容を定めることを検討すること。

◎意見交換内容

- 前回の議論から自治基本条例の最高規範の扱いに行政側は困り、住民側は期待している。本日の事例により、住民参加のプロセスや条例の位置づけを検証し、問題点をあぶりだし、解決策を見出すことである。（委員長）
- 自転車対策協議会、駅前用地利活用検討委員会は、平行して進んでいる。自転車対策協議会は駐輪場の施設に関すること、駅前用地利活用検討委員会はその他の土地利用に関することを目的に進めていたと考える。（委員）
- 自転車対策協議会は、駅前に駐輪場を建設するというより、交通事故の対策や通行の導線を分散するような配置などに関する議論であった。最初からこの土地に自転車駐輪場を建設するという議論ではなかった。自転車対策協議会の開催後に駅前用地利活用検討委員会が開催されているが、建設内容の結論が決まっていたような気がする。予算の制約があったはずだが、議論したのになぜこのように決まったのか疑問が残る。（委員）
- 駅前用地利活用検討委員会の最終答申は、平成26年7月11日に出され、平成26年8月12日の政策会議に出されたが、平成26年度4月からの駐輪場の実施設計につながっているのだろうか。（委員）
- 平成25年11月6日の駅前用地利活用検討委員会により、中間答申として駐輪場の配置におけるゾーニングの結果が出され、平成25年11月20日の自転車対策協議会や基本設計に反映された。平成26年8月12日の駅前用地利活用検討委員会の最終答申には、駐輪場以外の土地利用を含めた要望が入っている。（事務局）
- 行政は平成24年11月6日に出された中間答申をベースにし、事業進行の制約があるので、基本

設計、実施設計の作業に入った。ワークショップ、駅前用地利活用検討委員会の意見はその都度、用地取得や実施設計に反映していたという理解である。また、資料の検討経過に記載してある町の予算執行事務は、駐輪場のみの執行事務で、駅前用地利活用検討委員会は、駅前用地全体の計画であり、総合計画、庁議の議論だったという理解である。（委員長）

■駅前用地利活用検討委員会の皆さんが最終的に納得されたかどうかの問題である。（委員）

■どの組織が諮問して、議論し、最終的にどこが答申をしているのか。諮問しているところや最終答申がどこに活かされるかということを明確に示すと、町民の理解がより得られるのではないか。（委員）

■自転車対策協議会は、全体の用地5,000平方メートルのうち、1,300平方メートルの駐輪場建設への諮問である。駅前用地利活用検討委員会は、土地全体の5,000平方メートルの利活用への諮問である。（事務局）

■土地全体の利活用について議論をして、その後に駐輪場の小さな建設の議論に入るのが一般的であるが、自転車対策協議会の後、駅前用地利活用検討委員会が始まっている。（委員長）

■用地取得は平成24年10月16日に相手方との交渉を町が議会に説明し、平成24年11月5日の臨時議会で用地取得の予算が決定した。その後自転車対策協議会が議論を進め、平成24年度2～3月の議会において、全体用地は5,000平方メートルあり、駐輪場だけに使うわけではなくそれ以上の活用があることを議員と町長で審議され、5,000平方メートル全体の土地利用を検討するために駅前用地利活用検討委員会が新たに設置された。また、基本設計は、平成24年度1月に始まり平成25年度4月から11月頃まで点線になっている。これは、中間答申のゾーニングの結果がないと基本設計ができないために一度中断し、中間答申のゾーニングの結果を受けてから平成25年10月に基本設計を再開し、平成25年12月に完成した。（事務局）

■約1,000平方メートルの用地だけ購入すれば駐輪場は建設できたはずだが、なぜ、5,000平方メートルの土地を最初買ったか。5,000平方メートルの土地利用の方針が決まってから購入するのが常識的な手順である。大きな土地についてのゾーニングの検討するために駅前用地利活用検討委員会があって、その後に駐輪場の議論をするのが常識的である。（委員長）

■自転車対策協議会で、5,000平方メートルのゾーニングを議題としていたが、平成24年度の3月の議会で駅前利活用検討委員会の設置されたことにより修正があった。（事務局）

■行政が最初に平成24年10月16日で用地取得したのはなぜか。（委員長）

■5,000平方メートルの土地は1つの事業者がマンション用地として持っていた。事業者と交渉したところ、売買規模としては土地全体の一括買収を希望されていた。（事務局）

■マンション反対運動がおき、事業者もこれ以上事業をやらないから売却した。当時はかなりの駅前マンションの建設反対があったと思われる。（委員）

■駐輪場の現状として、東駐輪場の老朽化の課題と、西駐輪場の賃貸契約期間満了の時期が発生し、周辺の町有地で建設できないか検討していたところ、駅前のまとまった用地の話があったので、町の購入に進んだ。（事務局）

■西駐輪場は民間施設を借用して利用していたが、老朽化した東駐輪場はもともとあるわけで、それを生かすことは考えられなかったか。隣接して建てることができたはずである。（委員）

■東駐輪場は昭和56年に建設され、新しい耐震基準や地震対策の基準に合っていなかったため、耐震補強の工事が必要であった。施設の改修工事を二重にかけるか、施設を新築するかという

選択の議論があった。（事務局）

- 町民の考えも多岐にわたることが予想される。今日のケーススタディでは、町として様々な手順を踏んで丁寧に進めたが、町民の意見を全て活かしていきれていない現状がある。活かすことのできない意見については、十分な説明責任が必要になる。町民の多岐にわたる意見をすべて採用するのは不可能なので、それを見通した委員会の設置やアンケートの実施を順序も意識して計画的に行う必要がある。（委員）
- 平成25年5月15日の国庫補助金の交付決定と事業の進め方との関係はどうなっているか。（副委員長）
- 平成24年度2月14日の第1回自転車対策協議会で駐輪場の配置におけるゾーニングを検討し、既存の東西駐輪場の規模から必要な規模を想定し、国の補助金の予算要望を行った。（事務局）
- 補助金申請時に、土地の面積や建物の内容などは拘束されてしまうではないか。（副委員長）
- 想定で申請でき、後に変更もできる。（事務局）
- 国の補助金の交付決定された予算内容は、工事費と委託費であるか。（委員）
- 平成25・26年の事業として、用地取得、実施設計、工事費が国の補助金の対象となった。また、平成24年11月の説明では、基本設計を平成25年7月までにとりまとめて用地を取得し、平成25～26年にかけて実施設計、平成26年度中に建設工事というスケジュールだった。（事務局）
- 町民意見交換会、ワークショップは、どのような位置づけなのか。（副委員長）
- 意見交換会やワークショップ等は、町民から意見を聴取する機会であり、その意見を専門家や公募町民を含めた駅前用地利活用検討委員会で検討し、その結果を全体の利活用の答申とするものである。（事務局）
- 自転車対策協議会、駅前利活用検討委員会には、それぞれ2名ずつ公募町民が含まれている。公募町民はどのような位置づけで、メンバー構成は。（副委員長）
- 自転車対策協議会は、交通関係や道路管理者で検討する会議であり、放置自転車の対策を行う法定会議である。駅前用地利活用検討委員会は、町が購入した土地をどのように活用するかという意見提案の場で、町の附属機関として位置づけされた諮問機関である。
また、自転車対策協議会のメンバーは、区長、神奈川中央交通、伊豆箱根交通、J R大磯駅長、大磯警察署交通課、県平塚土木、小学校校長、建築関係大学教授、公募町民、町職員である。駅前用地利活用検討委員会は、都市計画大学教授、町観光協会、区長、建築関係教授、町商工会、大磯警察署、県政総合センター企画調整部、公募町民、景観専門家、学識経験者（元大学教授）である。また、自転車対策協議会の会長が駅前用地利活用検討委員会に加わり、重複している。（事務局）
- 自転車対策協議会と駅前用地利活用検討委員会は、町民も含んだメンバーで位置づけされているが、町民参画の目的が違うのではないか。専門的な知見を吸収することが自転車対策協議会の役割ではないか。公募町民の条例の考え方はどうなのか。（副委員長）
- 第23条の附属機関への参加がある。行政の運営の中で、町の附属機関には、公募町民を選任するように努めるとある。また、幅広い人材と書かれている。（事務局）
- 町民意見交換会とは異なり、公募町民は町民全体の意見を把握しているわけではない。また、駅前用地利活用アンケート数が45件では少ないので、全体の町民の意見を把握できていない。もっと必要なアンケートを必要とところへ依頼すれば、この結果にならない。駐輪場は完成し

たが、残りの土地はまだ白紙として理解してよいのか。最終答申はできているが、具体的には進んでいない。ほとんどの町民は、駐輪場よりも残りの広場に興味がある。最低限で駐輪場を作ったということだろう。（委員）

■今までの議論を整理すると、行政は総合計画に基づく執行機関であり、町の方針に基づく事業しか行うことができないが、マンション用地の買収の機会が急に発生し、駅前用地全体を取得した。それが総合計画に基づいたものなら妥当だが、駐輪場という個別の事案に基づいて取得している。5,000平方メートルの土地の買収価格は。（委員長）

■土地開発公社により4億6千万円で購入した。（事務局）

■1点目、町の一般会計の予算の4%の決定である。臨時議会で決まったと思われるが、全体の用地をどのような方針で購入したのか。2点目、自転車対策協議会、駅前用地利活用検討委員会、アンケート調査、ワークショップなどがあるが、それぞれなぜ選択されたのか。いろいろな手法が場当たり的に実施され、事業と方針のどちらに対する参加なのか、明確にされていない印象である。条例に定めたのは法定の委員会に町民を入れなさいという断片的な理由である。3点目、方針や事業が決まっていない。行政執行の決定は町長、住民の意見決定は議会が行うのが常識で、庁議が決定の場とするなら、議会は全員協議会や本会議が決定の場になるが、使い方がよくわからない。議会の判断は平成25年度6月議会が最後の駐輪場の議論であり、その後の平成25年度11月18日及び1月10日の議会は、報告事項のため、決定の議論はされていない。（委員長）

■議会の経過は、主だったところを入れている。また、平成25年度6月議会は駅前用地利活用検討委員会を設置する予算を決定している。（事務局）

■駐輪場の決着は、基本設計を決定した平成25年度1月14日の政策会議になるが、議会が議論できた場はどこか。（委員長）

■平成25年度1月10日の議員全員協議会の基本設計案の説明になる。（事務局）

■予算の決定は、国の補助金の交付決定である程度決まっている。予算の決定は、平成24年度3月議会が最後の審議の場になるのだろうか。条例には議会の責務があるが、責務を果たそうと思っても、町民意見がわからない段階で、平成24年度3月議会に予算措置を行い、一般質問と総括審議でかかわった以降、報告を受けるのみの経過になっている。（委員長）

■基本設計委託契約があるが、この契約が終了した後、議会が否決できるのか。（委員）

■全員協議会で説明しているので、否決はありえない。最後の機会は、平成25年度1月10日の全員協議会がある。円滑に進んでいたのだろうか。（委員長）

■資料の3ページでは、ワークショップなどの意見や要望は町が受けている。駅前用地利活用検討委員会の案も町が受けている。たとえば、駅前用地利活用検討委員会の中にワークショップを設置して町民の意見を集約してから、町がそれを受ければよかったのではないかと。また、2つの検討会を進行したため、意見集約がさらに難しくなったのではないかと。（委員）

■方針を先に議論して決めた後に、実施設計について議論すればスムーズである。それが、方針と実施設計が同時に進んでいるため、方針と事業のどちらの議論だったか混同して進み、その混乱を町民の方は感じていたのではないかと。行政ですべて引き受けているが、相当大変だったのではないかと。（委員長）

■ここまで整理すると、1点目は、方針に対する参加なのか、事業に対する参加なのか、それぞ

れ行政がその場で決めて運営している。2点目、町民参画システムが不明確の印象を受ける。3点目、議会と庁議の決定のタイミングと、町民参加のタイミングから、議会が責務を果たそうにも、責務をどう果たしているのかわからない。検討経過を見る限り、方針、参画システム、議会と町長の責務などが機能したと判断できない。大磯町が初めてこのような検討の場を開いて審議しているので、貴重な場である。（委員長）

- 突然発生した機会で、用地に課題があり、短期間に進まなければならないスケジュールで自転車対策協議会を進めていたところ、別の町民参画が入り、さらに難しい構図になったという印象がある。一定の計画に対して、町民参画のルール作りができると思う。（副委員長）
- みんなの声がいきる大磯まちづくり実行委員会の資料から、ワークショップで検討した結果は、今はどこにいったのだろうか。議論したことを意見聴取した会議にもどし、丁寧に説明をすべきではないか。（委員）
- 計画案件の議論をした後、その結果をどこにもどすのか。町民参画システムといったが、そうしたプロセスが条例に位置づいてない。基本条例であり、概念条例としているので、具体的なルールを定めておく必要がある。（委員長）
- 他の自治体の審議会に公募町民が参加されるが、町民の意見を反映できる案件かどうか選別していかなければならない。法学的な案件だと、公募町民が参加しても一言も話さないで終わってしまう。自治基本条例の中で、公募町民の参加は「努めます」になっているのか。なっているならそのとおりにしてほしい。（副委員長）
- 法律の知識や専門的な判断が必要なケースに、公募町民から意見を聞き、その声を取り入れるというものではない。参加システムを次の段階で決めないと、機能しない条例になってしまう恐れがある。そのため、町民と行政の双方の期待が結びついていない。（委員長）
- 今日の資料を最初に見たときはわからなかったが、最後に理解した。町民の意見が反映されているかどうか。駐輪場の利用者アンケートが360件とあるが、回収率は何パーセントになるのか。（委員）
- アンケート配布枚数1,381枚、回収360枚、回収率21.4%である。（事務局）
- アンケート20%はわりと良い回収率である。このような傍聴の場に、参加される日本の人口の割合は0.2%として知られている。お祭りイベントを含めると住民参加はやっと10%になるという現状がある。（委員長）
- 今日の議論のまとめとして、1点目、町民が参画する機会には、方針に関することと、事業に関することを別にしておくことが必要である。特に、方針が不明確のまま町民参画があると混乱を引き起こす。そのため、最初に方針を明確にし、その方針に対して町民参画を取り入れることが必要である。さらに、フィードバックの場（町民の声の反映の場）として、総合計画などに結果を位置付け、決定した方針等を明確にすることが必要である。
2点目、町民が参加するシステムや町民の声を聴取する手法が最初に定まっていない。協議会、委員会、アンケート、ワークショップなどを行っている合間で、アンケートを実施している。行政も町民の声が知りたいがために、いくつかの手法を行っているのは理解できるが、検討経過を振り返ったとき、どこでどの意見を聴取して反映されたのかがわかりにくくなる。事業によっては、町民参加が可能な状況と不可能な状況がある。フィードバックが難しいのに町民参加しても意味がない。そのため、事業を行うタイミングを踏まえ、町民参加システムをつくる

必要である。

3点目、町や議会の決定に対して、町民参加のプロセスがどのように関わっているか不明確である。町と議会の責務（意思決定）が見えていないと、町民の責務も見えなくなり、町民の意見も見えなくなる。これは、町民参加システムより大事なことで、町と議会がどのような責務を果たすのか、事業の決定において責務の内容を定めることが必要である。

この条例を大切にし、機能する条例に見直すため、最終的な報告書に盛り込んでいくのがいいのではないか。（委員長）

■ 2ページの検討経過は要点をまとめてつくっているため、議会の審議内容を後日追加して配布させてほしい。（事務局）

■ 3点の明確な結論で勉強になった。次回の参加システムをつくる事例は、専門家を入れた審議会として、どのようなメンバー構成になるのか。（委員）

■ そこを考えていくことになる。法律上の検討する政策的な議論をする場なので、行政職員や町民も参加する議論の場が必要だと思われる。初めて参加のシステムを検討しながら進めていく事例になるのではないか。今日の振り返りの議論をする自治体はない。全国の自治基本条例はこのような事例が多いため、全国に役立つ議論になる。（委員長）

2. その他

◎次回は3月中に開催を予定し、議題については次のとおりとする。

①住民参加のケーススタディ【事例2】公共施設の再編は、地域のものがなくなってしまうという想定である。今日の3つのまとめから意見聴取できると、4回目の会議に有効になる。

②今後のスケジュールについて

③条例の改正の必要性

以上